

第三十八回 参議院大蔵委員会會議録第十一号

昭和三十六年三月十六日(木曜日)

午前十時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
天田 勝正君
天坊 裕彦君

委員

大谷 實雄君
岡崎 真一君
西川 甚五郎君
林屋 龜次郎君
堀 末治君
前田 佳都男君
山本 米治君
荒木 正三郎君
大矢 正君
清澤 俊英君
永末 英一君
原島 宏治君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 田中 茂穂君
大蔵省銀行局長 石野 信一君
事務局側 常任委員 木村 常次郎君
会専門員

説明員

大蔵大臣官房 吉岡 英一君
財務調査官 泉 美之松君
財務調査官 泉 美之松君

第五部

大蔵委員会會議録第十一号

昭和三十六年三月十六日【参議院】

参考人

国民金融 中村 建城君
公庫総裁

本日の會議に付した案件

○通行税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員會を開きます。

通行税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。

○天坊裕彦君 今度のこの通行税法の改正は、鉄道に対する二等の通行税をやめようということなんです。同時に、別の措置法が何かで航空機の通行税については一割のやつは三年間延ばすということがきまることになるわけですが、飛行機の通行税の一割と鉄道の一等の通行税の二割というのは、どうも私はバランスが失っているんじゃないか、同じようにしたらいんじゃないか、あるいはまた通行税というものは税収をふやす目的でできたやつで、一時やめていたやつが、支那事変に入ってから税収をふやすというためにこしらえたのですが、だんだんやめるべきがほんとうじゃないかと私は思うのですが、外国なんかでは今どうなっておりますか。それから、飛行機

と鉄道との通行税を同じにするということについてどういうお考えを持っておるか、少し伺いたい。

○説明員(泉美之松君) 通行税の問題につきましては、ただいま天坊委員からおっしゃいましたように、外国でも若干例はございますが、大抵ではそう大して例のない税でございますので、そのためにいろいろ問題があることは私も承知いたしておるのであります。通行税は、本則は通行税法の規定によりまして航空機、汽車、汽船を問わず二〇%の税率に相なっておりますのでございまして。ただ、航空機につきましては、これがいわゆる新興産業であるという点、並びに日本航空の方はどうしてもございせんけれども、まだ赤字を出しておるといったような状況でありまして、各国とも航空機に対してはいろいろ補助的な措置をとっておるというふうな状況からいたしまして、二〇%の税率を一〇%に特別措置を講じておる状況でございます。

で、本質的には、お話のように、税率を区別すべき特別の理由はないわけでございますが、今申し上げました補助的な性格を持つておるわけでございます。私も、私どももいたしましては、通行税につきましては、昨年度税制調査会におきましては、御承知の通り所得税、法人税といった直接税を中心として、たしまた検討を行ないまして、間接税につきましては検討が進んでおりませんで、これから四月以降間接税及び地方税の方に重点を置いた審議が行な

われるわけでありまして、その際に、税制調査会の審議の結果なども参考にしたしまして、お話のような点につきましては今後いろいろ検討いたして参りたい、かように考えておる次第でございまして。

○天坊裕彦君 将来は、いつまでもこれを取っていくつもりでもないのだ、航空機に対しては特に新興産業として援助するのだというお話はわかるのですけれども、しかし、飛行機もだんだん、国内線はほとんど満員が多い。しかも、やはり割引をやっておる。現に、それと比べて汽車の一等、二等といつても、このごろああいふ混んでおる状態では、一等に乗る人が特に多いのだと思ふ。これはやはりやめるべきが、本来やめていくべきもの度でありますから、この際三十億かんべんするということは、そう大きなマインナスにはならぬと思ふのです。飛行機とのバランスを實際にこうやってみますと、これは飛行機だけの関係じゃなくて、遊興飲食税との振り合いもありまして、いろいろな問題もあらうと思ふのです。しかし、この提出していただいた大蔵省から出た参考資料を見ましても、ホテルに泊まって千三百円ぐらいのところ二百七十五円くらいかかるというわけなんですけれども、鉄道に乗って千三百円ぐらいのところというのは出ていないので、あまり比較できないのだけれども、たとえば東京から静岡まで行くと、これを急行で

行った。たとえば「つばめ」とか「こだま」に乗っていくと、大体汽車賃が千二百円から千三百円くらいかかるのです。その中で「こだま」にでも乗ったら四百円くらい取られる、一等に乗ったらずいぶん違ふですね。これは大き過ぎると思ふのです。それから名古屋あたりに乗って行っても五百六十円くらいかかるのです。平均して通行税は、非常に高いものです。飛行機の関係は特に何して一割に減じて、競争をやつて、飛行機の方が割引運賃で、お客さんの取り合いをしておる。しかも満員だ。何しておるのかかわらない。飛行機を援助することは私は賛成だと思ふのです。これはまたいろいろ方法があるだろうと思ふのですけれども、そういう鉄道の一等と飛行機をそう区別する必要がある今の段階ではないと思ふ。将来研究するというお話ですが、もう少し具体的に調べていたで、なるべく早くその区別をなくする、あるいはもう一歩進んで通行税を全部なくしてしまうところまで踏み切られることを私は希望するわけでありまして。一つ政務次官にそうお考え願います。

○政府委員(田中茂穂君) 具体的な数字につきましては、ただいま泉君からお答えいただいたのでございますが、まあアメリカ、西ドイツあたりでも、またフランス、そういうところでも、大体アメリカでは一〇%の課税がなされております。それから西ドイツではその料金の二二%から一五%、その

程度を取っておりますし、フランスではすべての交通事業者に対してその運賃の八・五%の用役供与税というものが課されておるのであります。そういうことで、諸外国でも日本と比べますとそれは非常に安いようでございますが、今天坊委員の御指摘の通り、航空機とのバランス、そういうことも十分考えまして、今後検討させていただきます。

○大矢正君 この通行税というものは、一体どういう理由のもとにこの通行税を取っておるのか、僕はよくわからないのですが、通行税というものを取る理由です。

○説明員(泉美之松君) 通行税は、先ほど天坊委員からお話がありましたように、支那事変中にまあ物品税、通行税及び遊興飲食税といった、いわゆる一般大衆よりもやや消費の高級なところに対して直接消費税の形で取るということから始まった性質のものでございます。汽車でございまして、従来は一等、二等に対して取って、三等には取らないけれども急行を利用する場合に取るといふふうな、やや消費が高級と認められるものに対してその直接消費税の形で徴収するということでもございまして、まあイギリスはございませんが、アメリカ、ドイツ、フランスあたりではやはりそういう税があるわけでございます。

○大矢正君 人間が乗ると通行税を取られて、貨物に乗ると割引運賃でというの、どうも理屈が合わないのじゃないか。人間が、同じものに人間が乗ると通行税を取られて、国から通行税を取られて、貨物に乗れば割引

引運賃で安く品物を運んでくれるというの、理屈が合わないのじゃないですか。

○説明員(泉美之松君) これはまあ、人間が乗るから、そこに消費の性格が出てくる。貨物運搬の場合におきましては、流通過程においてやはりコストの一つとなつて出てくるということでございます。人間の場合にだけ取るといふ形になるわけでございます。

○大矢正君 あな、札幌まで汽車の一等で、新しい一等で寝台に乗って行った場合と飛行機に乗って行った場合と、札幌まで行った場合と、札幌まで行った場合と、計算したことありますか。

○説明員(泉美之松君) ただいま計算持ち合わせておりませんが、資料はございまして。

○大矢正君 これ、今の答弁では間に合わないから何ですがね。天坊さんも言われていたのですが、私は通行税といふものがある方がよいという前提に立つて話をしているわけじゃないけれども、航空機の場合には特例措置として二〇を一〇に軽減してありますね、これ前から。これは北海道に、かりに東京から札幌まで行く場合には、片一方で行くと二十四時間も五時間もかかるのです。片一方の飛行機で行くと三時間で行つてしまふ。これはものすごくいいですね。幾ら寝台に乗って寝たからといって、二十四時間も五時間もかかるのと、三時間で行くのでは、べらぼうな違いなんです。だからね、金を持っている人間に限らず、同じ行くのであったら、一等に乗って寝台に乗って行くのだったら、飛行機で行った方が早い。途中汽車で弁当を食った

り食堂に行ったり、疲れて向こうに行つて一日休まなければならぬということとを計算したら、私、飛行機の方がずっと経済的だと言つて、みんなに。それに對して通行税を一部にして、汽車でがたがた疲れて行つて、一日仕事にならないように疲れて行くの、通行税をきつと頭から二割かけてというの、これは実際僕はおかしいのじゃないかと思う。日本航空自身がある赤字の段階であればよかつたけれども、今国内線というのはずっと赤字ですよ。毎年赤字ですよ。国際線があるから赤字になつてゐるが、日本航空というの、黒字ですよ。毎期五億くらいの黒字になつてゐる。それなのに、いつまで航空機に対して一〇%の軽減税率をやつていくのか。これは天坊さんも言つてゐるように、おかしいと思ふのです。この航空機の特例といふのは一体いつ切れるのですか。

○説明員(泉美之松君) 航空機に對する通行税の一〇%の軽減の措置は、一応本年三月三十一日到来することになつておりますが、別途御提案申し上げておられます租税特別措置法の一部を改正する法律案におきまして、なお三年、三十九年三月三十一日まで延長したいという措置を講じて御提案を申し上げておるわけでござい

ます。

○大矢正君 お話のように、特に札幌へ行く場合なんかを考えると、航空機を利用した方がはるかに経済的であることは私どもも十分承知いたしております。ただ、先ほども申し上げましたように、航空機産業が新興産業であるという点と、お話のように日本航空は赤字を脱却いたしました毎期相当の黒字になつ

ておりますが、全日空の方がまだ赤字でございますので、それらの点を考慮いたしまして、特別措置をなお三年継続したい、かように考へておるわけでございまして。もちろん、航空機産業に對する助成の仕方といつたしましては、通行税の軽減の形で行なうべきか、あるいは郵便物を運ぶのに對して特定の措置、補助金的な措置を講ずるか、そのやり方には他の国にもいろいろ例があるわけでございまして、通行税だけでそういう措置をとるのが適当とも必ずしも考へないわけでございまして、これらの点につきましては、先ほど申し上げましたように、間接税の全般的検討の際にそれらの点を含めて検討したい、かように考へておるわけでござい

ます。

○大矢正君 その航空機の税率の軽減がいいか悪いかといふことは、きょうの議題じゃないから、いずれ租税特別措置法のときにやらなければいかぬと思ひますがね。しかし、あなたの言われておる通り、全日空がかりに赤字だといふならば、全日空が赤字だといふのなら、国鉄だって赤字だから運賃の値上げをするのでしょ。全日空に国から出資をしてあるし、融資もしてあるといふならば、国鉄だって国から金を出してあるのだから、同じことですよ。だから、片手落ちじゃないかと思ふのです。軽減税率一〇%といふのは、あくまで航空機に使う。航空機の軽減税率といふのは昭和二十八年ころからでしょ。たしか私の記憶では、そうすると、昭和三十一年度までは約十年間ですよ。十年間の特別措置といふのはあるはずがない。根本的には税そのものを減らしたということと同

じことですよ。十年間というのは、特別措置といふのは、本来一年か二年のわずかの期間にやるべきものであつて、特別措置を十年間も継続してやるのは大体本末おかしなものだ。そうすると、航空機が一〇%といふのなら、汽車の通行税をなくした方がいい、比重からいへば。当然そうなるべきですよ。政務次官、どうですか。

○政府委員(田中茂穂君) お話はよくわかるのでございまして、今のところ、諸外国におきましてもやはり通行税を取つておる現状でございます。またお話のような点も十分検討いたしまして、今後一つ研究させていただきます。

○荒木正三郎君 国鉄に對して私鉄あるいはバスとの関係についてちよつとお尋ねをしたと思ふのですが、私鉄の場合は最近車両が相当改善せられて、いわゆるロマンス・カー、実質的には汽車、国鉄の一等と何ら変わりがない、あるいはそれ以上の設備があるといふような電車が走つておるわけですね。そういう私鉄に對しては、通行税といふものは全然取つていない。国鉄の一等にだけ取つてゐるのは、不均衡のように私は思ふのですがね。そういう点はどういふふうにお考えですか。

○説明員(泉美之松君) 御承知のように、国鉄の場合におきましては、従来はまあ三等の料金に對しまして一等の料金が三倍といったような割合でございまして、今度はそれが御承知のように三等がなくなりまして、二等に對して一等は一・六倍、従来は二倍でありましたものを一・六倍といふふうには、貨率の変更が行なわれる予定でござい

ておりますが、全日空の方がまだ赤字でございますので、それらの点を考慮いたしまして、特別措置をなお三年継続したい、かように考へておるわけでございまして。もちろん、航空機産業に對する助成の仕方といつたしましては、通行税の軽減の形で行なうべきか、あるいは郵便物を運ぶのに對して特定の措置、補助金的な措置を講ずるか、そのやり方には他の国にもいろいろ例があるわけでございまして、通行税だけでそういう措置をとるのが適当とも必ずしも考へないわけでございまして、これらの点につきましては、先ほど申し上げましたように、間接税の全般的検討の際にそれらの点を含めて検討したい、かように考へておるわけでござい

ます。

○大矢正君 その航空機の税率の軽減がいいか悪いかといふことは、きょうの議題じゃないから、いずれ租税特別措置法のときにやらなければいかぬと思ひますがね。しかし、あなたの言われておる通り、全日空がかりに赤字だといふならば、全日空が赤字だといふのなら、国鉄だって赤字だから運賃の値上げをするのでしょ。全日空に国から出資をしてあるし、融資もしてあるといふならば、国鉄だって国から金を出してあるのだから、同じことですよ。だから、片手落ちじゃないかと思ふのです。軽減税率一〇%といふのは、あくまで航空機に使う。航空機の軽減税率といふのは昭和二十八年ころからでしょ。たしか私の記憶では、そうすると、昭和三十一年度までは約十年間ですよ。十年間の特別措置といふのはあるはずがない。根本的には税そのものを減らしたということと同

じことですよ。十年間というのは、特別措置といふのは、本来一年か二年のわずかの期間にやるべきものであつて、特別措置を十年間も継続してやるのは大体本末おかしなものだ。そうすると、航空機が一〇%といふのなら、汽車の通行税をなくした方がいい、比重からいへば。当然そうなるべきですよ。政務次官、どうですか。

○政府委員(田中茂穂君) お話はよくわかるのでございまして、今のところ、諸外国におきましてもやはり通行税を取つておる現状でございます。またお話のような点も十分検討いたしまして、今後一つ研究させていただきます。

○荒木正三郎君 国鉄に對して私鉄あるいはバスとの関係についてちよつとお尋ねをしたと思ふのですが、私鉄の場合は最近車両が相当改善せられて、いわゆるロマンス・カー、実質的には汽車、国鉄の一等と何ら変わりがない、あるいはそれ以上の設備があるといふような電車が走つておるわけですね。そういう私鉄に對しては、通行税といふものは全然取つていない。国鉄の一等にだけ取つてゐるのは、不均衡のように私は思ふのですがね。そういう点はどういふふうにお考えですか。

○説明員(泉美之松君) 御承知のように、国鉄の場合におきましては、従来はまあ三等の料金に對しまして一等の料金が三倍といったような割合でございまして、今度はそれが御承知のように三等がなくなりまして、二等に對して一等は一・六倍、従来は二倍でありましたものを一・六倍といふふうには、貨率の変更が行なわれる予定でござい

ておりますが、全日空の方がまだ赤字でございますので、それらの点を考慮いたしまして、特別措置をなお三年継続したい、かように考へておるわけでございまして。もちろん、航空機産業に對する助成の仕方といつたしましては、通行税の軽減の形で行なうべきか、あるいは郵便物を運ぶのに對して特定の措置、補助金的な措置を講ずるか、そのやり方には他の国にもいろいろ例があるわけでございまして、通行税だけでそういう措置をとるのが適当とも必ずしも考へないわけでございまして、これらの点につきましては、先ほど申し上げましたように、間接税の全般的検討の際にそれらの点を含めて検討したい、かように考へておるわけでござい

ます。

○大矢正君 その航空機の税率の軽減がいいか悪いかといふことは、きょうの議題じゃないから、いずれ租税特別措置法のときにやらなければいかぬと思ひますがね。しかし、あなたの言われておる通り、全日空がかりに赤字だといふならば、全日空が赤字だといふのなら、国鉄だって赤字だから運賃の値上げをするのでしょ。全日空に国から出資をしてあるし、融資もしてあるといふならば、国鉄だって国から金を出してあるのだから、同じことですよ。だから、片手落ちじゃないかと思ふのです。軽減税率一〇%といふのは、あくまで航空機に使う。航空機の軽減税率といふのは昭和二十八年ころからでしょ。たしか私の記憶では、そうすると、昭和三十一年度までは約十年間ですよ。十年間の特別措置といふのはあるはずがない。根本的には税そのものを減らしたということと同

じことですよ。十年間というのは、特別措置といふのは、本来一年か二年のわずかの期間にやるべきものであつて、特別措置を十年間も継続してやるのは大体本末おかしなものだ。そうすると、航空機が一〇%といふのなら、汽車の通行税をなくした方がいい、比重からいへば。当然そうなるべきですよ。政務次官、どうですか。

○政府委員(田中茂穂君) お話はよくわかるのでございまして、今のところ、諸外国におきましてもやはり通行税を取つておる現状でございます。またお話のような点も十分検討いたしまして、今後一つ研究させていただきます。

ますが、国鉄の場合には一等、二等との間に相当大きな開きがあるわけでございます。私鉄の場合におきましては、その間の開きが少ないのが通常でございます。で、お話をうかがうに、ロマンス・カーのような場合におきましては、相当そのすわり心地等は国鉄の一等に比べて決して劣らないという場合もあるかと思ひますが、賃率のそういう差というものを考えまして課税を行なつておきます関係上、私鉄の場合には概してかからない場合が多いわけでございます。

○荒木正三郎君 私、通行税というものがどういふ理由で今日なお残つておるのかというところがよくわからないのですがね。こういう税金があるから、いろいろな不合理が出てくるのじゃないか、こういうふうに思ふのですがね。まあ私鉄の場合は二等料金になつておる。ロマンス・カー等の場合、若干それに特別料金を取つておる。けれども、土台は二等料金を取つておる。しかし、実質は、これは何ら変わらない。そういうやはり差別が起つてくるのは、通行税というものを今日残つて取つておるといふところに原因があるのじゃないかと、私はそういうふうに思ふのですがね。そういう点、どうですかね。

○説明員(泉美之松君) 先ほど申し上げましたように、通行税は同じ乗りものを利用する場合の消費のより高級と認められる場合に對して課税するという建前をとつておりますので、普通の料金の場合に比べてましては差異がない場合に課税にならない。そこに相当の差異が生ずる場合に初めて課税するという建前をとつておるわけでございます。

ざいまして、今度の通行税の方の改正案におきましても、普通の料金に比べて三倍以上になるような場合には、等級を区分しておらずとも課税すると、そうでない場合には一等、二等と区別する場合に一等に對して課税するといふような改正案の内容になつておるわけでございます。

○荒木正三郎君 地方のローカル線では大抵いゝて、あんまり満員になつてゐるという私経験がないのですが、それでもやはり一等車をつけて走つてゐる。非常にもつたない。隣の三等車に立つて満員ですよ。しかし、一等車の方はがらあきだ、こういう状態が私らの経験ではしばしばあるわけですね。そうして国鉄は赤字だといふので、もう少しこういう車が効率的に利用されるという点から考えても、通行税の問題等は早くこれを処理されたい方が全体の収入としてふえるのじゃないですか、どうですか。

○説明員(泉美之松君) お話のように、それは地方のローカル線におきましては一等の乗客が少ない場合もありましようが、これは通行税のせいでもなりなつておるといふよりは、むしろやはり所得の程度が低いために一等に乗ることを好まないといふことで、これはやはり賃率のせいが一番大きいんじゃないかと思ふのでございます。通行税だけのせいではなからうかと思ひます。

○荒木正三郎君 それはわかつています。それはそうですがね。

○説明員(泉美之松君) まあ通行税自体につきましては、お話のように、い

ろいろ問題があることは私も承知いたしております。ただ、諸外国におきましても、一〇〇%程度が普通でございますが、課税されております。それらの比較と、それから間接税全体の中におきましてこういう直接消費税に對してどういふ負担が適當であるかといふようなことをいろいろ考え合はせて、根本的な検討を行ないたい、かように考える次第でございます。

○荒木正三郎君 この通行税、私の聞いておるところでは、明治三十八年に初めて創設されたように聞いているのですが、それから大正十五年まで続いて、大正十五年で一応廃止になつてゐるのじゃないかと思ふのですがね。廃止の理由は何ですか。そのとき廃止された理由がどうなつたか。

○説明員(泉美之松君) 大正十五年に廃止されたのは当時の事情につきましては、私もそれほど詳しくないのでございませうけれども、十五年の税制改正におきまして、所得税、法人税にかなり重点を移すという、租税体系のかなり大きな変更がございまして、間接税におきましては、酒、たばこ、砂糖といふものに重点を置いていくといふふうな租税体系のかなり大きな変動がございまして、その際、まあ通行税は当時の程度は税のやめようといふのが理由であつたように承つております。

○荒木正三郎君 これは創設からの経緯から見て、通行税といふのはやはり職費調達という理由がおもひやなかつたのですか。日露戦争の三十八年に創設をし、そうして途中でやめて、今度この税金といふものは戦時戦費をひね

やる、こういう経緯から見ても、職費調達という理由がおもひやなものでないかと、私もそういう経緯から見て考えるのですが、そういうことであれば、やはりこの機会に廃止してもいいんじゃないか、そうしてその方が税の均衡負担という点からいつてもいいんじゃないか、こういうふうに思ふんですが、どうですか。政務次官にも答えていただきたい。

○説明員(泉美之松君) お話のように、通行税が最初に起こされたのは明治三十八年の職費調達のためであります。また、それが一時廃止されたのは、十三年に起こされたもので、先ほど申し上げましたように、支那事變の關係で起こされたといういきさつはあるわけでございます。ただ、明治三十八年から大正十五年まで続きましたように、職費調達の必要が終つた後におきまして、やはり相当期間続かれておるといふ実績はあるわけでありまして、これは結局、他のそういう直接消費税、遊興飲食税でありまうとか、そういう消費税との関連に於いて検討すべき事柄でございまして、なるほど通行税自体にもいろいろ問題の点がございますけれども、ただそれだけとして廃止するとかどうとかいふことは困難でございまして、他の税との関連を考えまして、その上で検討すべきものといふふうに考えておるわけでございます。

○須藤五郎君 先ほど天坊さんの質問に對しまして、遊興飲食税なんかと同じような形で通行税といふものが論じられてゐるのは、はなはだおかしいと思ふのですが、今伺つてみると、大体この税金といふものは戦時戦費をひね

り出すために作つたものであるということが、荒木君の質問によつて、私も全くその通りだと思ふのですが、先ほどの政府の答弁に、何だか旅行そのものをぜいたく扱いしてゐるような印象を受ける話があつたと思ふのです。はたして旅行はぜいたくなのかどうかといふ点を、あなたたちどういふふうに考えますか。

○説明員(泉美之松君) 別に旅行がぜいたくだと申しておるわけではないのであります。ただ、たとえば東京から大阪へ行きます場合に、一等の汽車に乗つて行くのと、二等に乗つていくのでは、その料金の間に相当の差異がある。そうして一等で行かれる場合には相当高い料金でも行こうといわれるわけでありまして、そうすると、二等の場合には課税しなくても、一等の場合にはやはり税金を徴収して、その消費の高級性に対して税金を課していいのではないかと、そういう考へ方のものでございまして、別段旅行することがぜいたくだといふような氣持ではございません。

○須藤五郎君 私は、日本人が日本の土地を汽車に乗つて行くことが、飛行機に乗つて旅行しようが、それに通行税を払うなんていうことは、これは不合理なことだと思ふ。そんなばかな税金はないかと思ふ。だから、飛行機が割で汽車が二割が高いとか安いとかいふ問題を私は言つてゐるのじゃない。もっと根本的な、こんなものを払うのはおかしいので、通行税なんかやめなければいかぬと、そういうふうに考へるわけですね。旅行は必要に迫られて旅行するのであつて、決してこれはぜいたくではない。それは物見遊山に歩く

人もありませんけれども、しかし、そればかりではない。ほとんどが必要に迫られて歩くわけです。自分の土地を必要に迫られて歩くのに税金を払わなければならぬというのは根本的におかしいので、通行税などというのはやめるべき性質の税金だと私は思うのです。それを通行税といつて名前をつけて、そうして一等が二等よりぜいたくだから一等にかけるといふのは、これは通行税じゃないと思うのです。これは通行税という名を借りながら、いわゆる奢侈税のようなものを通行税という名によつていただけです。もし取るなら、通行税という名前をやめなければいけないのじゃないかと思う。もつとほかの取り方があるのじゃないだろうか、こういうふうに思うのですが、どうですか。

○政府委員(田中茂穂君) ただいまの御意見、まあそういう感じもいたします。しかしながら、今回の改正によりまして、一等運賃だけ残るわけでもございまして、担税力から申しましても、二等乗客よりも一等乗客の方が担税力がある。また、他の消費税等から考えまして、まあ均衡のとれたものだと一応考えているわけでもございまして、今の須藤さんのお尋ねのように、しからばこれは通行税という解釈で取るべき筋合いのものではないではないかというふうにも一応考えられます。しかしながら、今回の改正は、一等運賃だけに残るわけでもございまして、それらの点につきましては一応今後の研究課題にさせていただきます、十分一つ検討させていただきますと思います。

○須藤五郎君 私は、今天坊さんとも話したのですが、私たちは一等パスをもらつて旅行しているわけです。旅行の運賃に対しては私は優待されてもいいと思ふのです。しかし、私たち国会議員が、その中に含まれている通行税を、通行税そのものも私たちはごまかしているような印象を受けるわけですね。国会議員は通行税を払わないで旅行しているというのには、何か割り切れぬものが私にはあるように思ふのです。が、どうですか。料金をわれわれは優待されることはわかります、国鉄から。それは理解できる。しかし、その中には通行税も実際は含まれているわけですから、私たちの動くについては、ここから大阪、北海道に行けば、千円からの通行税がかかる。北海道選出の議員は、汽車に乗るその優待を受けると同時に、国に払うべき通行税という税金を一回に千円ずつネコババをきめているということになりはしませんか、どうですか。その点はどういふふうに。

○政府委員(田中茂穂君) 大体、国会議員の先生方は寝台あたりを御利用になつておられるわけですが、その寝台にはやはり通行税が入っているわけでもございまして、そういうことで、寝台を使わない場合はどうかということになります。これはやはりその分まで、国会議員の先生方には日ごろの御苦労に對してお報いするということのようなふうに御解釈をお願い申し上げます。

○須藤五郎君 私は、税金まで優待を受けるのはおかしいと思ふのです、国会議員は、通行税ということなら、私は税金まで国会議員が無料にしてもらふというところは、どうも話の筋が合わぬように考えますが、どうですか。同僚諸君、どうですか。どうも私はこれはおかしいと思ふのです。

○政府委員(田中茂穂君) その通行税という名称につきましては、やはりおっしゃるような点も一応考えられますので、これは今後の研究課題にさせていただきますたいと思ひます。

○須藤五郎君 私は、次官、今そういうことを言いますのも、通行税という名前によつて税を取るところに無理があると思ふのです。おかしいと思ふのです。だから、どうしても取らなければならぬ税金なら、賛成するわけじゃないのです。私はそういうものに賛成するわけじゃないのですが、いわゆる奢侈税的なものものならわかる。しかし、通行税という名前で、一等なら一等料金だけにそれをかけること自体が私はおかしいと思ふのです。よく今後研究していただきたいと思ひます。

○清澤俊英君 結局はこういうことじゃないですか。今国鉄運賃が上がる、その他の値上げの際に、下がるのは一等、こんなことじゃ国民はおさまらないから、ごまかしのために税金をつけようというのじゃないか。ほんとうの特殊人種に運賃を下げる。比率からいって三倍以上五倍でもいいだろうと思ふ。すし詰めの中に立つてゐる国民から見たら、それを下げようというのですから、国民の感覚からは悪いに違ひない。それをごまかすために、税金でちよつとごまかそう。それがたぬにこういふような議論が出ると思ふ。これは徹底的に考えた方がよいと思ふ。

○説明員(泉美之松君) お話でございますが、別段通行税をとることによつて今回の国鉄の賃率の改正をごまかすとかなんとかいう意味は、もちろんないわけでもございまして。賃率の改正云々にかかわらず、従来から一等に對しましてはその料金の二〇%の通行税を徴収いたしているわけでもございまして。ただ、今回の国鉄の賃率の改正におきましては、従来一等の料金は二等の料金に對しまして二倍であつた。その外ワケに通行税の二〇%があつたわけでございますが、いろいろの国鉄の事情からいたしまして、それを一・六倍の率に對して、その外ワケの二割の通行税がつくということでもございまして。

○永末英一君 先ほどの田中政務次官のお話で、何か優待乗車証ですか、鉄道乗車証によつて汽車に乗る国会議員に對しては、何か御苦労に報いるために通行税を取らないというお話があつて、大蔵省当局はそれを認めてゐるよくな、そんなばかなことがありますが、ね。御苦労に對してというふうな……つまり、もし法律的にものを言つとすれば、運賃なり寝台料金を支拂うときに、支拂い料金に對する税金の支払い義務が発生するのじゃないか。優待パスなるものは金を支払う行為をしておられない。従つて、基本がないから、ゼロに對して二割かけても税金が発生しないというふうな御解釈に立つておられるならば、われわれも須藤さんも意を強くして税金を払わないう汽車に乗れると思ひますが、それとも何か御苦労に報いるために、租税特別措置法に何も書かれないで、税金を払わない行為を認めておられるのかどうか。その点ははっきりして下さい。

○説明員(泉美之松君) 永末委員のおっしゃる通り、通行税は汽車あるいは航空機による運賃の領収の際にこれを徴収することになっております。従いまして、国会議員の方の場合におきましては、運賃を徴収いたしません。それに対して通行税を課するわけに参らないという法文になつておるわけでもございまして。

○委員(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もなければ、これにて討論を終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。通行税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(大竹平八郎君) 全会一致でございます。よつて、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして、先例により、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認め、さう決定いたしました。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、有価証券取引税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は御発言願います。

○荒木正三郎君 公社債の投資信託は、この一月に設定されたのです。それで、この三月までどれくらい投資があったか、説明をお願いいたします。

○説明員(吉岡英一君) 公社債投資は一月に発足をいたしまして、一月に四百六十億の設定を見ました。二月に三百四十億の設定を見たわけでございます。三月は今募集中でございます。はつきりしたことはわからないわけでございますが、おそらく、非常な推定になります。三百億見当かという感じがいたしております。

○荒木正三郎君 それで、新聞等の報道を見るのですが、非常に公社債の投資信託に申し込みが殺到している、というふうな事情が起きている、というふうに聞いておるのです。これは私は別にこれを悪いという意見を持ってはいないものではありますけれども、この公社債投資信託の安全性の問題、大体七分八厘くらいかの配当をする、というふうな広告で募集をしているようですが、しかし、経済界に変動などが起こった場合、そういう配当は将来にわたって確保できるのかどうか。これが大衆化していく、大衆性を帯びていくという点から考えて、こういう問題は非常に大事だと思ふ。いわゆる銀行預金の安全性と公社債の投資信託の安全性という問題ですね、そういう問題について若干の不安があるのじゃないかという感じがするのですが、こういう点はどうでしょう。

○説明員(吉岡英一君) 公社債投資は、御承知のように、大部分が公社債を運用する投資信託でございます。現在のところ、大体集まりました資金の九割を公社債に投資をいたしておるわけでございます。あとの一割をコールに回しております。従って、安全性という問題につきましては、持つております九割の公社債が安全かどうかという点になるのだと思いますが、御承知のように、公社債は優良な大きな企業の出しておりますものでもございまして、担保その他につきましてもかなり比較的確実なものであるわけでございます。

なお、ただ、公社債投資につきましても、先生今おっしゃいましたように、七分八厘で配当を予定すると申しますか、予定配当と申しますと申します。配当を保障するというような宣伝はしないように厳重に申しております。最近よくごらんいただきますと、最新の電力債を中心として運用をいたしております、その電力債は今のところ七分八厘でございます。従って、将来公社債の条件の改訂等がございすれば、当然そういうものも変わってくることになると思っております。

○荒木正三郎君 公債の方は、これは安全性があると思ふ。しかし、公社債の場合は、今好況ですからそういう心配はないと私は思ふ。しかし、不況になつた場合、その会社自体が経営困難になるといふことになれば、元金そのものについてこの問題が起ってくるという事態も考えられるわけですが、その点について。

○説明員(吉岡英一君) これはただいま

ま申し上げましたように、そういう社債を出すような企業がつぶれてしまふということになりますれば、おっしゃるようなことが起こることもあり得るかと思ふのでありますが、申し上げましたように、公社債については特別の担保もついておりますし、まずまず比較的安全と申します。確実な部類に入ります。

○荒木正三郎君 公社債の発行について、何か条件があるのですか。これは非常に確実であるという安全性という点からいって、何か条件でも付してあるのか、あるいはそういう安全性はだれが認めるのですか。それは野放しになつておるわけですね。

○説明員(吉岡英一君) これは別に法律で定められていることではないと思ふのでありますが、御承知のように、担保付公社債という制度がございまして、工場財団その他を設定して、それを担保にして公社債を発行するというふうなうちに、公社債は広く大衆に持つてもらうものでございまして、それだけに制度としても確実な担保をつける制度になつておるわけでございます。

○荒木正三郎君 それから、もう一つの問題は、これは銀行預金よりも確かに利回りがいいですね。そうすると、今後どういふふうになつていきましかね、金融は銀行を通じてのいわゆる間接投資といふこと、そういうのがだんだん減つてきて、公社債を通じて——これは間接投資ですか、直接投資になるわけですか、それを伺つておきたいと思うのですが、そういう方向へ金融が変わつてくるのではない

か、こういうふうに思うのですが、こういう点はどうですか。

○政府委員(石野信一君) まず、間接投資が直接投資かという問題でございしますが、これは普通いわれておる觀念といたしましては、企業が企業から金融機関を通じて資金を集めるといふ点では直接投資といつてよろしいかと思ひますが、ただ、その考え方の問題と申しますか、そのときの定義の仕方で、そこに投資信託というものが入つておられますから、そういう意味では間接の形をとつておることも事実でございます。直接公社債が大衆が買つるような場合のような直接投資ではないわけですが、ただ、金融機関を通じての貸付の形のもの間接投資と普通觀念しておられる意味では、直接投資といつていいのではないかと思ひます。

おっしゃる通りに、公社債の投資信託の売れ行きは一月、二月に非常に大まきて、公社債も当初の予定以上に売れまして、そういう意味で金融の流れが非常に変わるのではないかと、いうふうなうちに、ある意味でショックを受けたと申しますか、そういうふうな疑問も生じておるわけでございます。ただ、これがたまたま金利の引き下げの時期に当たつておりました関係と、それから証券会社も熱心に募集したというふうなこともありまして、かなり売れ行きが好調ではございまして、たゞ、こういうもののがどの程度に全体の金融の流れを変えるかといふようなことにつきましても、もう少し事態を見ましても、はつきり見通しがつかないわけでございます。理論的には確かにそういう意味で、公社債が売れますと、公社債で会社の資金がまかなわれるという

ことに相なりますから、それだけ金融機関の預金でまかなわれる部分が減るというところでございまして。必ずしもそういう形で直接投資の部分がふえることが悪いということではないのでございまして、急激な金融の流れに変化が起きますと、混乱を生じますので、これは金利の引き下げの問題等においてそういう点も考慮をいたしまして、要するに金融が混乱にならないように、これは理財局の方と私どもの方と両方でいろいろ相談をいたしまして、とにかくあまり一時的に非常に変化が起くるというふうなことがないように努めて参りたいと考えております。

○荒木正三郎君 銀行預金の金利が下がるということになれば、当然、資金は信託の方へ行くと思うのですが、銀行預金はどれくらい金利を下げるつもりですか。あるいは、こういう公社債等の金利、これはどういふふうにしていくのですか。そういう点、説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(石野信一君) 銀行預金の金利の引き下げの問題でございまして、これは金利のきめ方についての建前がございまして、政府がこれをきめるといふ建前をとつておらないのでございまして。それで、大蔵大臣は臨時金利調整法に基づきまして金利を、経済情勢に照らして、変えたりどうかという発議だけをいたします。そうすると、日本銀行政策委員会がそれを受けまして、金利調整審議会に諮問をいたします。その金利調整審議会、こういうふうな下げた方がよいという答申案がございまして、それを日本銀行の政策委員会に答申いたしまして、日本銀行

行政政策委員会が決定をいたしましたして、大蔵大臣はそれを告示する、こういう手続になっております。従いまして、建前上私どもの方から今幾ら下げるといふふうに申す筋合でないものでございませうから、その点は今申し上げられない段階にございませう。私どもとしては、大体一般に言われているような程度の引き下げが行なわれるものと期待いたしておるのでございませうが、社債の条件の方もそれと合わせて、ある程度引き下げということが問題になつて参るわけにございませう。バランスの問題も業界で話し合いということが第一義的になりますので、ただいま具体的に幾らというふうに申し上げかねますけれども、バランスをとつて考えていきたい、そういうような気持でおるわけにございませう。

○荒木正三郎君 政府は今低金利政策ということ高く掲げていて、これを推進しようとしている。しかし、政府は何も言えない、今の答弁では、少しおかしいと思う。建前は政府がきめるものでないという事は、これは私よくわかります。しかし、これは政府の指導というものが、政策で掲げられ、その政策が実行されるためには相当強い指導があるはずですから、政府としてはどれくらい下げた方がいいというふうな考え方を持っておられるのか、そういう点を伺つておきたい。

○政府委員(石野信一君) 御指摘のように、今の金利水準の低下につきましましては、政府といたしまして、貿易・為替の自由化の進展に対処いたしまして金利の引き下げをはかる、こういう考え方に基つてやつておることではございませう。ただ、その場合にも、金利

というものがやはり経済に対していろいろの調整機能を持つております。従いまして、金利を下げる場合にも、業界が——業界と申しますか、関係者みんな納得して、金利を下げるにつきますけれども、やはり金利は下げるけれども、それが直ちに経済を刺激して、思惑等の事態を引き起こさないようにというふうな配慮も、できるだけ関係者みずから考えてやるという意味において、従来からその金利の決定については、政府でなくて、日本銀行政策委員会というものが中心にやることに相なつておるわけにございませう。従いまして、金利の引き下げについての考え方といひましては、いろいろの機会に政府といたしましては、話をしていまして、理解を強めるための努力をして参つておるわけにございませう。これに基づきまして、一月、日本銀行も公定歩合を下げてましたし、それから市中の短期の貸し出し金利も下げたわけにございませう。今の預金金利の問題も、そういう意味におきまして、私どもの方から幾ら下げる考えだということをし上げておる段階でございませうので、直接お答えになりませうけれども、そういう建前から、民間の方で日本銀行政策委員会を中心としてその引き下げを考へておるといふことでもございまして、それが結局社債の条件等ともバランスをとつて、引き下げという方向で今話し合ひが行なわれておる段階でございませうから、その話し合ひがある程度固まりますまで、私どもの方から今幾らというものを申し上げるのはごかんべんをお願いしたいと思います。

○荒木正三郎君 それから、公社債の信託の設定で、大企業は金の調達といふ面においても非常に有利なのです。ね。ところが、中小企業の間ではそういう恩恵を受けることが少ないんじゃないかと思ふのですがね。こういう点はどういふふうに今後考へていつたらいい問題か、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(石野信一君) おつしやいましたように、社債の発行が大企業の方が発行しやすい、中小企業はそういう社債の発行等がむずかしいという意味において、まあ社債の売れ行きが非常に簡単で、たくさんそつちに資金が集まるということになりますと、御心配のような面もあるわけにございませう。ただ、銀行といたしましては、法人に金が入ります場合、やはりその金が結局は流動性をもつて預金になるという筋合ひになるわけにございませう。従いまして、金は全体として動いておりますから、それがために預金が全然消えてなくなつてしまつて、その部分が金になくなくなつてしまつてはございませう。社債で入つた金が銀行の貸し出しの償還に充てられるという分もあるわけにございませう。それから、社債で調達された金がまた支払いに充てられて、中小企業の方に向かうということもございませう。それで、銀行といたしましては、従来自分の方で貸しておつた金が社債で資金が調達されることになりまして、銀行の方の貸し出しの方を今度はまた中小企業の方にも回すという余裕も出てくるわけにございませう。そういう意味におきまして、大企業、中小企業といふものを歴然と区別いたしますのはなかなかむずかしい問題でございまして、金の流れとしては入り組んでおりまして、大企業に入つた金が中小企業の支払いにも

充てられるという例もありますし、銀行でも、大企業に貸しておつたのを今度は中小企業の方に回すというふうな関係も出て参りますので、そういう点は、ただ理論的に考へた通りだけでもないと思ふのでございませうが、その点、最初に申しましたように、公社債投資信託の売れ行きが非常に一月、二月急激に大きく出ました関係で、あゝ意味でのショックというふうな感じが出ておりますけれども、もう少し事態を見まして、御心配のようなことになりませうようにできる限りいろいろ配慮をいたして参りたいと思つております。

○荒木正三郎君 それじゃ最後に要望しておきますが、やはり安全性の問題については政府としても十分な配慮、考慮を一つしてもらいたいと思ひます。

○山本米治君 一つ伺ひますが、今度の公社債投資の発行は従来長年懸案であつた社債市場といふものが育成される端緒を作つたので、私、大へんけっこうなことだと思ふわけでありませう。ただ、あまりに急激な変化が起こつたために、銀行との間、特に地方銀行との間においてトラブルというか、ヒツチを起しておる。これは非常に感情的な問題にまでなつておるようでありませうが、そこで、公社債投資をやる証券会社の態度ですね、かなり誇大な宣伝といひますか、収益の配当金予想について、七分八厘とかいろいろやつておるが、これは税金のことを考へたり手数料のことを考へたりしたから、必ずしもそれはいかないというふうなこと。それからわれわれ自身も経験しておるのですが、ダイレクトメー

ルというんですか、非常にりつぱな広告みたいなものをやたらに寄こしておる。こういうふうな、証券会社は最近景気がいいんですが、それはけっこうなことですが、そういう社員報酬が、あるいはボーナス等も非常にけっこうなんです。それをあまりに景気がいいのにまかせてそういうことをよくし、あるいは誇大な宣伝費を使うというふうなことをするよりは、僕はもつと株式の手数料などを減らすべきじゃないかと思つておるんですが、今度の公社債投資発行以来のこの金融界の問題について、大蔵省はどういう態度をとつておられるか。この銀行と証券会社とのトラブルの問題について、どういふ態度をとられたか、あるいはまた今後ともそれよろしくおるか、一つお伺ひしたい。

○政府委員(石野信一君) 公社債投資等の売れ行きが非常に、予期されたよりも大きかつたという点と、その募集の過程において御指摘のような非常に盛んな宣伝等が行なわれました関係で、金融界がショックを受けましたことは、これは確かに事実でございませう。ただ、私どもは、公社債投資信託というものによつて社債が売れて、特にまあ一般社債というものの対するなじみができる。従来間接投資が非常に重いウェイトを持つておりました日本の経済で、そういう意味で社債がなじみができるという事は、これまた方向としては望ましいことではございませう。今の一時的な現象だけで、金融界としてもそれだけでショックを受けて、まあ永久的に何か非常に変化でも起こるんじゃないかというふうな不安を持つのは、これは当たらないんじゃないかと思ひます。

私どもとしては、金融界の方にはそんなにこの問題で何か感情的なことにならないで、それがやはり今まで証券界よりは金融界の方が何と申しましても古い業界と申しますか、証券界の方が最近大きくなって参っておるわけでご

ざいますから、そういう意味で証券界に對しても理解を持って、ことに先ほど来お話しした投資信託のこの流動性の確保というような問題につきましても、結局金融と密接な連絡があるわけで、関係があるわけでございますから、そういう点でも十分によく話し合つて、経済界全体がうまくいくようにやるように、まあこういろいろに私どもも話しておるわけでございます。まあ金融界としても基本的にはそういう考え方を持っております。ただ、何

分窓口で証券会社の人が定期預金を引き出して投資信託を買ったというような現象がございまして、いろいろな感情的なこともお耳に入るとは思いますけれども、私どもの指導といたしましては、そういう意味で、金融界の方も大局的な見地からこの問題に入ってくるように申しておるわけでございます。

なお、証券会社のその広告宣伝等の上で行き過ぎがないようにという点につきましては、理財局の方でそういつた点についてもなお十分研究して努力することと考えております。

○山本米治君 理財局の方から今度伺いたいんですが、今の広告宣伝等について手放しておるのか、多少制約を与えておるのか。銀行等についてはそういう宣伝は非常に自粛しておるようですが、その間について証券会社には何か

与えておるのか、あるいはそういう行
き過ぎた宣伝費を使うならば、私は
もっと手数料を下げるべきじゃないか
かと思うが、手数料問題についてど
う態度をとっておるか、お伺いした
いのですが。

○説明員(吉岡英一君)　ただいまお尋ねの証券会社の広告宣伝に関する問題でございますが、今回の公社債投信が、従来発行するにあたりまして、特に公社債投信についての広告については、従来そう内容にまで立ち入ってありませんのを申しとおらなかったものであります。が、公社債投信に關します限りは、元本保証という文句、あるいは予想配当率というようなものは、一切使つてはならないというような、内容にわたつてまでの指導をいたしました。

それから、全体の経費の問題でございますが、これは昨年の五月から、証券会社の広告宣伝につきましては証券会社の経常的な収入であります委託手数料の五％以内に押えるようにという指導をいたしております。今回の公社債投信の発足にあたりまして、新たなものを宣伝をしなければならぬもので、この五％の制限をはずしてほしい

という要望もありましたが、われわれ
といたしましては、年間五%の範囲内
でやるようにということで、総額でそ
ういう制限をいたしております。な
お、公社債投信等は、かなりわれわれ

といいたしましても神経質にと申しますか、指導をいたしたつもりでありまして、一時新聞の全ページ広告というようなものが出たことがございますが、それもさつそくそういうことをやめるようにというような指導をいたし

なお、お話のございました株式売買の委託手数料の問題につきましては、御承知のように、前々期と申しますか、一昨年の決算期当時からかなり証券会社の採算がよくなつて参りました。株式市場の拡大に伴ひまして採算がよ

くなくて参りましたので、昨年取引所等とも相談をいたしまして、株式売買の委託手数料の引き下げをはかることにいたしました。昨年の十月から、一般の大衆投資家の利用いたします基本料率につきましては大体平均一五%の引き下げを行なったわけでありまして、その際に取引所とも相談をいたしまして、株式の売買高が拡大をすることを、株主が望めば、もっとも申しますか、仕事があるはずだ、という引き下げが可能であるはずだ、ということとで、今後も株式売買高がふえます。

ば続いて引き下げを実施するという約束をいたしておるわけでございます。その後の情勢を見ますと、御承知のように、株式売買高は、東京で申しますと、毎日一億をこえるというような状況が続いておりますので、本年度再び第二回の引き下げがおそらく実行できるのではないかと考えております。

○山本米治君　よろしゅうございます。

す。
○委員長(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませうか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（大竹平八郎君） 御異議ないものと認めます。
これより採決に入ります。有価証券取引税法の一部を改正する法律案を閣下に供します。本案を原案通り可決す

ることに賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(大竹平八郎君) 全会一致でございます。よつて、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましましては、前例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないやうでございます。

ものと認め、さう決定いたしました。

○委員長（大竹平八郎君） 次に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。

○大矢正君 国民金融公庫の代理貸しと直接貸しですがね、理屈は抜きにして、直接貸しをこれからどんどんふや

していくという考え方を持っておられるのかどうかですね、あるいは現状維持でこれからのいこうという考え方なのか、その直接貸しと代理貸しとの考え方について伺います。

○政府委員(石野信一君) 御承知のように、国民金融公庫につきましては直接貸しを主としていたしております。最近におきます比率は代理貸しの方が二三％、直接貸しの方が七七％程度でございます。これはまあ直接貸しを主

も、何分、公庫の人員の増加の關係とか機構の關係等もございますので、直
接貸しだけにしてしまふということも、直
接貸しに問題でもございませし、またた
代理貸しを通してその地域々々の借り
手の便宜もはかるといふような考え方

もございませうので、そういう意味で、今のような程度で、直接貸しを主としてやつて参ると、こういう考え方でございます。

○大矢正君　そうすると、これから店舗の拡張といふますか、支店の設置といふますか、支所の設置といふますか、そういうものは拡張する意思はないわけですか、現状から。

○政府委員(石野信一君)　これはもう現実的に考えまして、能力のある職員を増加の程度と勘定いたしまして、大

○大矢正君 これは希望が出ているわけでしょう、地域々々からね。支所を作ってくれとか、そういう希望が出ているはずだが、その希望というのは現在どのくらい出ているのですか、全国

的に。

○政府委員(石野信一君)　ただいま出ておりますのは、十くらいございます。そうであります。

○大矢正君　これから、かりに年に四

つなり、五つなら五つでもふやしていくということは、結局のところ、この直接貸し一本に將來なつてしまふというふうに解釈されるのじゃないですか。代理貸しは残りますか、それでもない。

○政府委員(石野信一君) これは全体の資金量のふやし方との関係の問題でございますが、やはり中小金融、中小企業の金融のための補完機関としての政府機関の資金は、できるだけ毎年度ふやして確保したいと、こういうふうに考えております。従いまして、代理貸しの方がなくなってしまうという事にはなかなかならないというふうに私どもは考えております。

○大矢正君 これは話は変わりますけれども、今度の改正案で役員を二人ふやしてくれという提案のようですけれども、結局、私ちょっと調べてみると、国民金融公庫は総裁以下六人です、役員は、住宅金融公庫も六人、農林漁業金融公庫も役員が六人、それから中小企業金融公庫も六人です、あとと開発銀行、輸出入銀行、こういうところは非常に多いようですけれども、商工中金は八人になっております。大体しかし、肩を並べるところでは六人の役員数というのが通常の状態なんです、私が調べてみたところによると、そうすると、国民金融公庫は確かに資金量の点では多いようです。三十六年度の予算書を調べてみると、国民金融公庫が千二百二十六億、住宅金融公庫が五百二十二億、農林漁業金融公庫が六百億、中小企業金融公庫が八百三十五億、東北開発公庫が百八十七億、公営企業金融公庫が二百億、こういうふうなまあ大政府関係の公庫と比較においては確かに国民金融公庫は多いとはいながらも、これは資金量が多いということでは役員が多いというふうには私は必ずしも限らないのじゃないかというふうに、こう思うのです。

○大矢正君 これは話は変わりますけれども、今度の改正案で役員を二人ふやしてくれという提案のようですけれども、結局、私ちょっと調べてみると、国民金融公庫は総裁以下六人です、役員は、住宅金融公庫も六人、農林漁業金融公庫も役員が六人、それから中小企業金融公庫も六人です、あとと開発銀行、輸出入銀行、こういうところは非常に多いようですけれども、商工中金は八人になっております。大体しかし、肩を並べるところでは六人の役員数というのが通常の状態なんです、私が調べてみたところによると、そうすると、国民金融公庫は確かに資金量の点では多いようです。三十六年度の予算書を調べてみると、国民金融公庫が千二百二十六億、住宅金融公庫が五百二十二億、農林漁業金融公庫が六百億、中小企業金融公庫が八百三十五億、東北開発公庫が百八十七億、公営企業金融公庫が二百億、こういうふうなまあ大政府関係の公庫と比較においては確かに国民金融公庫は多いとはいながらも、これは資金量が多いということでは役員が多いというふうには私は必ずしも限らないのじゃないかというふうに、こう思うのです。

金融公庫で二人の理事をふやすということになると、他の公庫でも当然理事の増員という結果になってくるんじゃないでしょうか。これは銀行局長に質問するよりよければ、政務次官が大臣から答弁してもらわなきゃならぬとだけども。

○政府委員(石野信一君) 私どもの所管外であるかもしれませんが、大体公庫とか銀行につきましては私どもの所管でございますので、とりあえず私からお答えいたしますが、この際、国民金融公庫の理事を二人増員をお願いいたしましたゆえんは、これは二十四年度にできたわけでございますが、これはできたときの早々の数字と現在を比べるとは少し適当でないかもしれせんが、たとえは貸し出し規模では五十八倍、貸し出し残高で三十七倍、職員数では五・三倍、支所数で四・四倍、代理所数で一・七倍。二十四年度はできたてでございますから少なかつた関係もございまして、三十四年度をとりましても、貸し出し規模で二・五倍、貸し出し残高で二・七倍、職員数で一・六倍、支所数が一・三倍、そういうふうなふうに全体の仕事の規模が大きくなっております。従いまして、国民金融公庫につきましても理事は設立当初の四人のままになっておりますので、二人の増員をお願いいたしておる次第でございます。

○大矢正君 これは、私が言った六人というのは、総裁、副総裁を含めて六人ということを書いてあるんですよ。それで、この最後の議案である北海道開発公庫の、これは副総裁を置いてくれと、こういうことですね。昇格ですよ。理事を副総裁という事で昇格させてくれということ、まあ全体的に公庫その他から、理事をふやしてくれとか昇格させてくれとかいう、何というか、ムードが非常に上がってきて、一せいにあれんとも、おれんとも、という危険性が私は出てくると思ふのです。今公庫をふやせば、だから、そういう点で考えてみますと、確かに昭和二十四年度ですか、設立当時から変わりはなくおっしゃるけれども、株式会社設立みたいなもので、どんな小さな会社でも、やはりある程度きまつた役員というのには必要だと同じようなもので、これはやはり出発のときは大体六人なんという役員を置かなくても、二人か三人でよかったと思うのだが、現状は大体私はいいところではないかというふうに思っているんですが、これはその目にか立てて反対するような筋のものではないから、まあ簡単にしておきますけれども、銀行局長に質問することどうか僕はよくわかりませんけれども、たとえば公庫なら公庫の総裁ないしは副総裁、それから理事という、この役員をきめる場合に、これは一体どこできめるんですか。

○政府委員(石野信一君) 総裁と監事は政府で任命いたしました。理事については総裁が任命する、副総裁、理事についてはそういうのが原則でございます。

○大矢正君 これは銀行局長の所管の国民金融公庫に限って一つ話をしたいと思うのですけれども、これは国民金融公庫というところは、前身為公務員でなければ、官吏でなければこれは役員になれないのですか。普通民間人になることはできないのですか。

○政府委員(石野信一君) その点は、決してそういうことではございませんけれども、理事の任命につきましては公庫の総裁の方から発議がございします。従いまして、第一義的に総裁のお考えを聞いていただいた方がいいと思ひますので、中村総裁がお見えになっておりますから、必要でございましたら、総裁の御意見を伺つていただけたらけっこうかと思ひます。

○大矢正君 それじゃ、一つお答え願ひますか。

○委員(大竹平八郎君) 参考人として中村総裁の意見を拝聴することに、皆さん御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 参考人として中村総裁の意見を拝聴することに、皆さん御異議ございませんか。

から長くおりました、経歴はすでに、通算いたしますと三十年近い者でございます。そのうちから優秀な者を特に理事に任命いたしました。あの二人は、御指摘の通り、役人の前歴がございします。これは一概に申せませんが、やはり長く勤めた者で練達の者が、事務に精通している者が理事になることは、これは一つには仕事の上から、一つにはまた職員士気高揚の上から必要かと思ひますので、少なくとも半数は中の練達の者を上げて、あとは政府機関でありますから、事務にとらわれずに全般的なものを見、あるいは政府関係の考え方がよくわかつているという者を一部やはり入れて、ただいまちやうど半数になっております。理事の半数が役人出であり、半数が中におりました者であります。それから副総裁だけは純民間人をお願いする、こういうことになっております。

○大矢正君 これは、私こういうことを言うのはいやだし、大蔵省の偉い人から憎まれるのもあまり好かぬから、言いたくないのですが、中村さんは大蔵省の主計局長が最終官職となつてゐる、僕は全部調べたのだから、これはいすれ予算委員会でもって総理大臣とやり合おうと思つて、名前前から歴から全部調べたのだ。だいたい金をかけて興信所調べたのだけれども、松田さんは大蔵省の神戸の税関長が最終の官吏職名、油谷さんは通産省の東京通産局長が最終の官職、あなたは一番責任者で大蔵省の主計局長。私は、国民金融公庫だけで大蔵省のお役人さんがそこまで入つてけしからぬと言つてゐるのじゃなくて、そればかりじゃなくて、現在ひどいところになると、役

員が九人おつて、九人とも全部かつての国家公務員、全員公務員というところもある。いずれ予算委員会で見せたいが、概してそういう傾向が強いのだが、確かに政府関係機関だし、公庫だから、非常に政府の事に詳しく、人たちがなるといふことはけつこりだと思ふのだが、あまりにも行き過ぎるというところはいいことじゃないのじゃないかと思ふのです。これはやはり民間人からも人を入れて、もつと現実に民間の立場もよく理解した形の中の運営というものを考えていかなければならないのじゃないかというふうには感じましたから、ちよつと申し上げただけでありますけれども、なまじきことを言つたようではなはだ恐縮ですけれども、一つそういうところに十分留意をされて、これから一つ運営していったらいいと、私はそう思います。

○政府委員(田中茂穂君) 御意見は十分拝聴いたしました。今度の公庫の増員理事の人選につきましては、まだ全然白紙でございます。何らそういう横すりというふうなことも何も聞いておりません。御意見は十分拝聴いたしておきます。

○清澤俊英君 二人ふやすというのとは、どういふ方面の業務をふやすのですか、二人ふやすというのとは、親切に説明書に書いてもらえば一番簡単ですけれども。

○参考人(中村建城君) 私どもが二人増員要求しましたのは、何分にも私どもは支所が八十四あります、今度四つふやして八十八でございますが、代理所が七百四十あります、大体普通の貸付は支所長に権限を委譲してあり

ます。一々中央でやっておつたのでは渋滞いたします。しかしながら、大口のもの、特殊のものは本部に稟議して、それを理事がよく見てやつております。この方の数字はもちろんふえておりますが、これは現在の人数で十分やれると思ひます。ただ、何分にも八十八の支所が支所長の専決権限でいろいろやつておりますが、この間の連絡統一がとれない。それをしつちゅう見て回りまして、調整しなければならぬ。そのために会議もいたします。それから巡視もいたします。会議は支所長を東京に集めますが、八十八人集まりますと、とても講義式になりません。いろいろ詳しく話すができま

せん。それで、次長以下はブロックに分けておまして、全国を四つないし五つのブロックに分けてやつております。その会議だけでも支所長会議が二回、次長、業務の課長、総務の課長、あるいは専門の恩給とか審査の課長とかというブロックの会議をやる。ほとんど年中どこかで会議をやつておる。私どもも参りますが、それに各理事が分担して参る。そのうちの一人が大阪の支所長をやつて本部におられます。同時に、若い者、中堅級の者の研修会がございます。これも一方所に集めることができませんので、やはり全国を二つに分けてやつております。こういうことで、三人では出掛くことが多くて、本部に理事がいけない。本部に一人か二人理事がいてくれなければ困る。そうして、どうしても本部に一人か二人理事がおられなければならぬというところで、最小限二人というふうなことで、分担して表に出かけることも

あり、みんながいけないときに本部の留守居をして、本部に来られる方の応対に当たる者もある。で、最小限二人いていただかないと、思うようにいかない、こういうつもりでお願いした次第でございます。

○永末英一君 業務の円滑のために理事をふやされるという話ですけれども、現在どこでも、国民金融公庫を利用する零細業者なり国民の側からいいますと、申し込んでから実貸付に当たるまで、一カ月ないし二カ月かかっているというのが実情ではないかと思ひます。業務の円滑というのとは、この期間を短くしてもらうということが業務の円滑になると思ふので、理事を今のところ二名ふやすというので、そういうことになるのか、もつとほかにやらなければならぬことがあるのかどうか、その点のことをお伺ひしたい。

○参考人(中村建城君) 先ほど申し上げましたように、大体仕事の方は、大口とか特別のもののはかは支所長に任じておられますから、理事をふやしたからといって、直接に貸付期間の短縮がはかれるというものではございません。ただし、ただいま仰せの一カ月、二カ月というのは実ははなはだあれでございますが、ただいまのところ平均しまして二十二、三日になっております。これは申し込み、窓口に来ましてから貸付についてイエス、ノーを決定するまでの期間でございます。それがお金が出るには、その後に印鑑証明をとるか、保証人を立てるとかいろいろおかれて、大体二十三、四日、早いもので十五、六日、おそいものは一カ月、一カ月、二カ月というのは常例ではないということでございます。

その点につきましては、さらに分化いたしました。何かもう少し早くやらなければならぬ。早い支所は十五、六日で貸しておるのですから、ならぬのかと思つておりますが、どうも新規の申し込みに対して手間がかかる。二回、三回のおなじみの方に早く貸せる。突っ込みになります。今のようになりまして、この点はさう早く事務を分化いたしました。一日も早くお貸しできるようにこれは十分にいたします。しかしながら、これは理事を増員したからスピーディーになるということとは関係ないと考えております。

○永末英一君 職員数をふやせば、もう少しスムーズにいくとお考えですか。

○参考人(中村建城君) ある程度はそういうことは言えますが、ただ、現在、ことに昨年、ことあたりの就職事情からいいますと、人数をふやしても、なかなか有能な人が集まりませんので、むしろそれよりも事務の熟達をする、たとえば研修会をする、あるいは講習会をするということ、事務の講習をして能率を上げることが必要です。同時に、機械化をはかつております。まだ十分ではございませんが、昨年あるいは三十六年度におきまして、主要支所には機械化をはかりまして、それによつてスピーディーに仕事を処理するような方向に向かつて、現在多少人員も増加していただきましたが、今後は機械化と、人員もい人を集めて、両方合わせまして、できるだけスピーディーにやつていくというふうには考えております。

○永末英一君 職員給与は国家公務員に準じて扱うということになっておるはずでありますけれども、国家公務員と比べて現在国民金融公庫の職員給与はどうですか。

○参考人(中村建城君) 国民金融公庫は、昭和二十七年年度の半ばまでは公務員と同じでございます。それが、公務員と同じでは他の民間金融機関と比べて非常に低いので、そのときに待遇改善というので、公務員から離しまして、民間式というベースになりました。従つて、そのときベースアップがありました。従つて、そのときに、公務員と比べて、これは割合をはつきり申し上げられませんが、二割や三割五分は高いと思ひます。その程度になりました。その後は公務員のベースアップの都度、大体同じような割合でベースアップされておまして、最近の、昨年十月にさかのぼつて十二・四というベースアップも実施しております。従つて、最初に離れた開差だけはつとつて、公務員より格好になつておりました。公務員よりはいい待遇になつております。

○永末英一君 その地域の一般の金融機関に従事している民間給与と比べて、どうですか。

○参考人(中村建城君) 民間給与というのは、実はいろいろ調べてみますが、なかなかほんとうのことを言つて下さいませんので、はつきり調べられませんが、ただし、初任給等につきましては、大体銀行間の協定がございまして、その協定の線まで一つぜひ持つていきたい。ことにこういう時勢になりますと、なかなか給与が低くてはいけません。ただいまのところは公に出して

る初任給は、私どもの方が幾らかよく
なっております。これはやがて民間も
上がると思ひますので、一歩先んじて
幾らかよくしております。その他の幹
部級につきましては、全く比較はでき
ません。今回のベースアップによりま
して、詳しいことはわかりませんが、そ
ういふことをとらぬといふところまで上
がったといふふうに考えております。

○大谷實雄君 ちよつとお尋ねします
が、政府関係、大蔵省関係の、国民金
融公庫総裁おいでになります。日
銀、国民金融公庫、開銀、輸出入銀
行、中小企業金融公庫、そのほか別働
隊の商工中金、なおほかの住宅公団と
か道路公団とかいろいろな総裁、理事
等の俸給は、一体どのくらいになつて
おりますか、それをお尋ねします。

○政府委員(石野信一君) ただいまお
尋ねの問題、私ども銀行局の所管では
ございませんので、先ほど申しました
ように、主計局で銀行以外の公団とか
全部をそろえて見ておりますので、今
ちよつと手元にそういう資料がござい
ませんから、お差しつかえございませ
んでしたらば、次の機会にでも質問に
対するお答えを留保させていただきます
と思ひます。

○大谷實雄君 それでは、それはあと
で資料を要求いたしますが、これ、国
民金融公庫の総裁は俸給ほどの程度で
ございませうか。ちよつと変ですが、
(笑聲)

○参考人(中村建城君) これはおそら
く各目明細にはつきり印刷してあると
思ひます。総裁は二十万
円いたしております。

○大谷實雄君 そこで、これは大矢発
言に刺激をされて大いに質問するわけ
ですが、今私が申ししたこの各金融公庫
の総裁、理事等の俸給、並びに住宅公
団とか政府関係の公団の幹部の俸給は
一体どのくらいかというような資料

を、一つ提出をお願いしたい。お取り
計らいをお願いしたい。

○委員長(大竹平八郎君) 政務次官、
よろしゅうございませう。簡単ですか
ら。

○政府委員(田中茂穂君) 主計局とよ
く相談いたしまして、内容を。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御発言
もなければ、これにて質疑は尽きたも
のと認めて御異議ございませうか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認めます。

これより討論に入ります。御意見の
ある方は、賛否を明らかにしてお述べ
をお願いします。別に御意見もなければ、
これにて討論は終局したものと認
めて御異議ございませうか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認めます。

これより採決に入ります。国民金融
公庫法の一部を改正する法律案を問題
に供します。本案を原案通り可決する
ことに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(大竹平八郎君) 全会一致で
ございませう。よつて、本案は全会一致
をもって原案通り可決すべきものと決
定いたしました。

きたのですが、その内容は、国民所
得と、国民の所得の階層別の人口分布
を示す一欄表、たとえば年収が二十万
円ならば二十万円のものが幾ら、二十
五万円までのものが幾ら、そういう所
得の階層別の人口分布を示す一欄表、
これを提出してもらいたい。

○政府委員(田中茂穂君) 階層別の何
ですか。

○荒木正三郎君 人口数です。たとえ
ば年収二十万円から二十五万円までは
全国で何人になつておるか。それを
過去五カ年間の推移を見たいわけ
です。

○政府委員(石野信一君) ちよつと、
私どもの方の資料じやございませんの
で、まあ多分そういうのはあると思ひ
ますから、関係の方に当たりました。

○荒木正三郎君 すつと前のは私は
とつてあるのですが、最近の方を見た
いのです。ですから、できれば昭和三
十六年度の見込みを入れてもらつたら
一番いいのですが、その見込みが入ら
なければ、昭和三十五年、三十四年、三
十三年、三十二年。

○政府委員(石野信一君) 大蔵省以外
の内閣總理府とかなんとかの統計があ
るのじやないかと思ひますので……

○荒木正三郎君 これは前に大蔵省の
方……

○政府委員(石野信一君) それじや、
税の關係かと思ひますが。

○荒木正三郎君 そうです。しかし、
税を納めていない下のものも知りたい
わけです。

○政府委員(石野信一君) そういう意
味の資料があるかないか調べまして、
また後ほど御連絡をとりまして善処い
たします。

○大谷實雄君 私は今うっかりして
おつたのだが、金融公庫等の総裁、幹
部の俸給と、民間の銀行とか会社とか
というところの俸給も、民間の銀行とか
き、総裁が、民間よりも幾らか、民間
と同じくらいでなければいかぬという
ようなお話がありました。が、民間のこ
の俸給のベースとの比較がほしいので
す。

○委員長(大竹平八郎君) 大谷君に申
し上げますが、民間の比較ベースとい
うのは銀行関係ですか。

○大谷實雄君 そうです。

○委員長(大竹平八郎君) それは特殊
銀行じやなくて普通銀行。

○政府委員(石野信一君) 政府機関と
同種類の民間の会社銀行の給与でござ
いませうが、具体的な名前を出してとい
うわけにいきませうし、また数も多い
こととございませうから、何か御参考
になるようなものを考えまして、抽象的
な形で何かお出ししたいと思ひます。

○委員長(大竹平八郎君) 本日はこれ
にて散会いたします。

午後零時十七分散会

三月十四日本委員会に左の案件を付託
された。